

告 示

埼玉県告示第五百十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県所沢市狭山ヶ丘一丁目二千九百九十六番地

北田 道敏

二 取消年月日

平成二十九年四月十七日